

記者発表（記者発表・資料配付）				
月/日(曜)	事務所・課名	TEL	発表者名(担当者)	その他配付先
8月24日 (火)	阪神北県民局 宝塚健康福祉事 務所福祉室 監査指導課	0797-61-5152 (0797-61-5173)	室長 横田陽子 (監査指導課長 木下邦彦)	

障害福祉サービス事業所に対する改善命令について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第49条第4項の規定に基づき、下記のとおり、令和3年8月24日付けで改善命令を行いました。

記

1 事業所等の概要

法人名 一般社団法人近畿福祉会
事業所名 近畿福祉会グループホームHYOGO
事業種別 共同生活援助
指定年月日 平成26年7月1日

2 処分内容 改善命令

3 処分年月日 令和3年8月24日

4 処分理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第49条第1項に基づき、令和元年5月23日付「指定障害福祉サービス事業の運営等に関する基準の遵守について（勧告）」により、次の事項について改善すべき旨を通知したところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められるため。

(1) 人格尊重（県基準条例第10条第2項）

障害者虐待防止に係る研修計画を策定したうえ、継続的に研修を実施すること。
各従業者において虐待防止に係る自己点検を定期的に行うこと。

(2) 管理者の責務（基準省令第66条）

管理者は、従業者及び業務の管理を適切に行うこと。

(3) サービス管理責任者の責務（基準省令第210条の6）

サービス提供責任者は、従業者に対する技術指導及び助言を適切に行うこと。